

平成29年1月24日  
(火曜日)

# 北海道教育委員会 公報

第6181号

## 目次

### 告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第3号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成29年1月24日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏名	白神憲治	本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	平2小1第544号	平成3年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 （理科）	平2中1第754号			
高等学校教諭1種免許状 （理科）	平2高1第853号			
失効の年月日	平成28年11月2日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当			
氏名	安井俊貴	本籍地	北海道	
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	平23小1第465号	平成24年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 （理科）	平23中1第516号			
高等学校教諭1種免許状 （理科）	平23高1第767号			
失効の年月日	平成28年11月18日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当			

